

糸島市補助金設計書

所管課 子ども課

補助金名称	障害児保育事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉法人の助成に関する条例、同条例施行規則 【内規】糸島市私立保育所等障害児保育事業補助金交付に関する要領

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策1_子育て・親育ちの支援の充実

施策①_安心して生み育てられる環境の充実

1 補助の目的

障がい児等を受け入れている糸島市内の私立保育所等に対し、加配保育士等の雇用に対する補助を行うことで、障がい児の処遇向上と受け入れ拡大、並びに子育て支援の充実を図ることを目的とする。

2 成果指標

指標① 障害児等の受け入れ園数

目標値① 15 (単位) 園

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

特別児童扶養手当対象児童、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳所持者、障害等の医師の診断書のある児童に対する保育士等の加配に対する補助

【補助対象者】

障がい児を受け入れている糸島市内の私立保育所、認定こども園

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

障害児保育事業実施にあたり、保育士又は保育補助者の加配に必要な経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【積算根拠ほか】

補助対象経費と基準額を比較して少ない方を補助金額とする。

【基準額】加配保育士(有資格者)1人あたり135,000円/月、加配保育補助者(無資格者)1人あたり108,000円/月

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで